平成十七年内閣府令第五十三号

地域再生法施行規則

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項、第二項及び第三項、第七条第一項並びに第十二条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域再生法施行規則を次のように定める。

（地域再生計画の認定の申請）

第一条　地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　地域再生計画（法第五条第一項に規定する地域再生計画をいう。以下同じ。）の工程表

二　地域再生計画の区域を具体的に特定するため必要な場合には、縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図

三　法第五条第四項第一号又は第二号の事項を記載している場合には、当該認定の申請をしようとする地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局にあっては、同項の規定により当該港務局を設立した地方公共団体）が定めた都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）

四　法第五条第四項第三号又は第十八号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類

五　法第五条第四項第四号の事項を記載している場合には、同号イからハまでに掲げる事業の実施による特定政策課題（地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）第一条各号に掲げる政策課題をいう。以下同じ。）の解決に対する寄与の程度の根拠となる資料

六　法第五条第四項第五号の事項を記載している場合には、地方活力向上地域（同号イに規定する地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号イ及び第二十九条において同じ。）及び準地方活力向上地域（法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号イにおいて同じ。）又はそのいずれか一の地域のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

七　法第五条第四項第七号の事項を記載している場合には、同号に規定する商店街活性化促進区域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

八　法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ　法第五条第四項第八号に規定する集落生活圏（第七条第一項第二号において単に「集落生活圏」という。）のおおむねの区域及び同号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第八号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

九　法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

十　法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号に規定する地域住宅団地再生区域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

十一　法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号に規定する農村地域等移住促進区域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

十二　法第五条第四項第十三号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ　法第五条第四項第十三号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第十三号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十三　法第五条第四項第十四号の事項を記載している場合には、民間資金等活用公共施設等整備事業（同号に規定する民間資金等活用公共施設等整備事業をいう。次条第一項第十六号において同じ。）に係る土地及び施設の位置及び付近の状況を表示した図面

十四　法第五条第四項第十五号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十五　法第五条第四項第十六号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十六　法第五条第四項第十七号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画

十七　法第五条第五項の規定により聴いた特定地域再生事業（同条第四項第四号に規定する特定地域再生事業をいう。以下同じ。）を実施する者の意見の概要

十八　法第五条第八項の規定により地域再生協議会（法第十二条第一項に規定する地域再生協議会をいう。以下同じ。）における協議をした場合には、当該協議の概要

十九　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

2　別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

一　次条第一項第三号ロの事項を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

二　次条第一項第五号に規定する雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度を記載している場合には、第四条各号に掲げる事業の実施による当該程度の根拠となる資料

三　次条第一項第二十号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十八号に規定する補助金等交付財産をいう。次条第一項第二十号において同じ。）の所在を表示した図面

（地域再生計画の記載事項）

第二条　法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　地域再生計画の名称

二　地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三　法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ　まち・ひと・しごと創生交付金（法第十三条第二項に規定するまち・ひと・しごと創生交付金をいう。ロ及び第十一条第二号において同じ。）を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

ロ　法第五条第四項第一号ロに規定する事業を記載する場合にあっては、イに掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて整備を行う施設の種類並びに施設ごとの整備量及び事業費

四　法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）の内容及び期間

五　法第五条第四項第三号の事項を記載する場合には、第四条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業の実施による雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度

六　法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　法第五条第四項第四号イの事項を記載する場合　第六条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ　法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人（同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。第七条第一項第一号及び第四十四条において同じ。）又は第七条第二項に規定する公共的

団体により行われる事業に関するものを記載する場合　同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ハ　法第五条第四項第四号ロの事項のうち株式会社により行われる事業に関するものを記載する場合　第七条第一項第二号イ又はロに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ニ　法第五条第四項第四号ハの事項を記載する場合　除却の対象となる公共施設又は公用施設の名称及び所在地

七　法第五条第四項第五号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ　地方活力向上地域及び準地方活力向上地域又はそのいずれか一の地域の区域並びに当該地域をその区域に含む地方公共団体その他の者が地方活力向上地域等特定業務施設整備事業（法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業をいう。以下同じ。）を推進するために行う事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

八　法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

九　法第五条第四項第七号の事項を記載する場合には、同号に規定する商店街活性化促進事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十　法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十一　法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容並びに当該事業の実施による地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

十二　法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

十三　法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、同号に規定する地域住宅団地再生事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は生活環境の整備に資する程度

十四　法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、同号に規定する既存住宅活用農村地域等移住促進事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

十五　法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十六　法第五条第四項第十四号の事項を記載する場合には、民間資金等活用公共施設等整備事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十七　法第五条第四項第十五号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十五号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十八　法第五条第四項第十六号の事項を記載する場合には、前条第一項第十四号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十六号に規定する事業及び措置の内容並びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十九　法第五条第四項第十七号の事項を記載する場合には、前条第一項第十六号の規定により内閣総理大臣に提出される地域経済牽引事業促進基本計画の名称及び当該地域経済牽引事業促進基本計画を作成した者の名称並びに当該地域経済牽引事業促進基本計画に記載されている法第五条第四項第十七号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

二十　法第五条第四項第十八号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

二十一　前各号に掲げるもののほか、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

2　法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第一号に規定する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由を記載するものとする。

3　法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の金額の目安並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法を記載するものとする。

4　法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第四号イからハまでに掲げる事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載するものとする。

（法第五条第四項第二号の内閣府令で定める要件）

第三条　法第五条第四項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であること。

二　寄附の額が一の寄附ごとに十万円以上であること。

三　主たる事務所又は事業所が当該事業を行う都道府県又は市町村の区域内に存する法人からの寄附でないこと。

（法第五条第四項第三号の内閣府令で定める事業）

第四条　法第五条第四項第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

二　企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

三　歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業

四　国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第二項に規定する国の行政機関等をいう。）又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む。）を譲り受けて行う事業

五　地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業

六　地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

七　その他内閣総理大臣が地域再生に資すると認める事業

（法第五条第四項第三号の内閣府令で定める金融機関）

第五条　法第五条第四項第三号の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　銀行

二　信用金庫及び信用金庫連合会

三　労働金庫及び労働金庫連合会

四　信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

五　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項

第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

六　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

七　農林中央金庫

八　株式会社商工組合中央金庫

九　株式会社日本政策投資銀行

（法第五条第四項第四号イの内閣府令で定める事業）

第六条　法第五条第四項第四号イの内閣府令で定める事業は、地域における特定政策課題の解決に資する事業であって、次に掲げるものとする。

一　地域住民の交通手段の確保のために行う事業

二　地域住民の健康の保持増進に資する事業

三　地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業

四　地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

五　地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業

六　その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

（法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業等）

第七条　法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業は、地域における特定政策課題の解決に資する事業であって、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事業であって地方公共団体、地域再生推進法人又は次項に規定する公共的団体により行われるもの

イ　地域住民の生活の利便性の向上に資する施設の整備に関する事業

ロ　福祉サービスの提供に関する事業

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、地域における特定政策課題の解決に資する事業

二　地域再生拠点（法第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点をいう。）の形成を図るために行う次に掲げる事業であって株式会社により行われるもの

イ　集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業

ロ　集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業

2　法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める者は、公共的団体（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第五号の公共的団体をいう。）とする。

（法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設等）

第八条　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設（以下「特定業務施設」という。）は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。

一　事務所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

イ　調査及び企画部門

ロ　情報処理部門

ハ　研究開発部門

ニ　国際事業部門

ホ　その他管理業務部門

ヘ　商業事業部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）

ト　情報サービス事業部門

チ　サービス事業部門（イからホまでに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。）

二　研究所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

三　研修所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

2　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める福利厚生施設（第三十六条第二項において「特定業務福利厚生施設」という。）は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員のために使用される施設であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　寄宿舎

二　社宅

三　寮

四　前三号に掲げる施設と併せて整備される売店、体育館その他の福利厚生施設

3　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める児童福祉施設（第三十六条第二項において「特定業務児童福祉施設」という。）は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設（専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

二　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う施設

三　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設（同項第一号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）

四　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業を行う施設

五　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（同項第一号ハに掲げる施設を除く。）

六　児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業を行う施設

七　児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所

八　児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされるものに限る。）のうち、同法第六条の三第九項に規定する業務を目的とするもの（同項第一号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）、同条第十項に規定する業務を目的とするもの若しくは同条第十二項に規定する業務を目的とするもの（同項第一号ハに掲げる施設を除く。）又は同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの

九　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園（同条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）

十　前各号に掲げる施設と併せて整備される授乳室その他の子育てに関する施設

（公示の方法）

第九条　法第五条第十八項（法第七条第二項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（地域再生計画の変更の認定の申請）

第十条　法第七条第一項の規定により地域再生計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、別記様式第二による申請書に第一条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる図書のうち当該地域再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更）

第十一条　法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二　まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更

三　前二号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

（地域再生協議会を組織した旨の公表）

第十二条　法第十二条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二　地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定地域再生計画（法第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。以下同じ。）の概要

2　前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（寄附を行う法人に対する利益供与の禁止）

第十三条　認定地方公共団体（法第八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下同じ。）は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならない。

（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に係る手続）

第十四条　認定地方公共団体は、法人からまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附

を受けたときは、当該法人に対し、当該寄附の額及びその受領した年月日を証する書面を別記様式第三により交付するものとする。

2　認定地方公共団体は、前項の寄附が第三条各号に掲げる要件を満たすように当該事業を適切に実施しなければならない。

3　認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、別記様式第三の二の実施報告書に、当該事業の概要を記載した書類を添えて、これらを速やかに内閣総理大臣に提出するものとする。当該事業期間内の各会計年度が終了した場合においても同様とする。

（法第十四条第一項の内閣府令で定める要件）

第十五条　法第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　第四条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進しているものとして次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

イ　認定地域再生計画の区域に係る地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること。

ロ　地域再生を推進するため、地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（当該指定に係る認定地域再生計画に係る地域再生協議会を除く。）に参画した実績を有すること。

ハ　その他地域再生の取組を推進していると認められること。

二　人的構成に照らして、地域再生支援貸付事業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すること。

三　地域再生支援貸付事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

（法第十四条第三項の内閣府令で定める償還方法）

第十六条　法第十四条第三項（法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約（法第十四条第一項に規定する利子補給契約をいう。次条第二項において同じ。）に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間を置かないものとする。）とする元金均等半年賦償還とする。

（法第十四条第五項の内閣府令で定める期間）

第十七条　法第十四条第五項（法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の内閣府令で定める期間（以下「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一　三月十一日から同年九月十日までの期間

二　九月十一日から翌年三月十日までの期間

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、当該地域再生支援利子補給金の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間とすることができる。

一　八月十一日から同年九月十日までの期間

当該貸付けの行われた日から翌年三月十日までの期間

二　二月十一日から同年三月十日までの期間

当該貸付けの行われた日から同年九月十日までの期間

（地域再生支援利子補給金の支給）

第十八条　指定金融機関（法第十四条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第五項において同じ。）は、法第十四条第五項の規定により地域再生支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第四による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　当該地域再生支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二　前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三　その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2　内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内で、地域再生支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

（指定金融機関の指定の申請手続等）

第十九条　法第十四条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三　指定に係る認定地域再生計画の作成又はその実施について協議をした地域再生協議会の構成員であることを証する書類

四　第十五条各号に掲げる要件に適合することを証する書類

五　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第十四条第一項又は法第十五条第一項の指定申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3　内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

5　内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一　不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、指定金融機関が地域再生支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

6　内閣総理大臣は、法第十四条第七項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消処分を受けたものに対して書面で通知するものとする。

（法第十五条第一項の内閣府令で定める要件）

第二十条　法第十五条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　第六条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進しているものとして次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

イ　認定地域再生計画の区域に係る地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること。

ロ　地域再生を推進するため、地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（当該指定に係る認定地域再生計画に係る地域再生協議会を除く。）に参画した実績を有すること。

ハ　その他地域再生の取組を推進していると認められること。

二　人的構成に照らして、法第五条第四項第四号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すること。

三　法第五条第四項第四号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

（特定地域再生支援利子補給金の支給）

第二十一条　指定金融機関（法第十五条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第五項において同じ。）は、法第十五条第二項において読み替えて準用する法第十四条第五項の規定により特定地域再生支援利子補給金（法第十五条第一項に規定する利子補給金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、単位期間終了後十日以内に、別記様式第六による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　当該特定地域再生支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二　前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三　その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2　内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内で、特定地域再生支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

（指定金融機関の指定の申請手続等）

第二十二条　法第十五条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第七による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三　第二十条各号に掲げる要件に適合することを証する書類

四　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第十四条第一項又は法第十五条第一項の指定申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3　内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

5　内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一　不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、指定金融機関が法第五条第四項第四号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

6　内閣総理大臣は、法第十五条第二項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消処分を受けたものに対して書面で通知するものとする。

（法第十六条の内閣府令で定める要件）

第二十三条　法第十六条の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　常時雇用する従業員の数が二人以上であること。

二　同一の認定地域再生計画に関して既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、常時雇用する従業員の数が次のいずれにも該当するものであること。

イ　第二十六条第四項の確認書の交付のうち、初回の交付において確認された常時雇用する従業員の数以上の数を維持していること。

ロ　基準日（第二十六条第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては払込みがあった日）をいう。第二十六条第二項第一号ハにおいて同じ。）の属する事業年度の前事業年度（以下この条及び第二十六条において「基準事業年度」という。）の年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人（当該会社が商業又はサービス業（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項の商業又はサービス業をいう。）に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人）以上増加していること。ただし、第二十六条第四項の確認書の交付のうち、初回の交付を受けた日以後最初の事業年度が終了していない場合は、この限りでない。

三　同一の認定地域再生計画に関して第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社が他にない場合において、認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号ロに規定する事業を専ら行う会社（第七条第一項第二号イに規定する事業を専ら行うものを除く。）であること。

四　中小企業基本法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社のうち、次のいずれにも該当するものであること。

イ　その設立の日以後十年を経過していないこと。

ロ　基準事業年度における損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。ただし、設立後最初の事業年度が終了していない場合は、この限りでない。

五　株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあっては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

六　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

七　次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ　発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の（1）から（3）までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

（1）　当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

（2）　当該大規模法人及びこれと（1）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

（3）　当該大規模法人並びにこれと（1）及び（2）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ　イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

八　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業（第二十七条において単に「風俗営業」という。）又は同法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業（第二十七条において単に「性風俗関連特殊営業」という。）に該当する事業を行う会社でないこと。

（認定地方公共団体による会社の要件の確認）

第二十四条　法第十六条の規定による確認に係る株式を発行しようとする会社は、前条各号に掲げる要件（同条第二号ロ中「第二十六条第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みがあった日）」とあるのは「次項の申請の日」であるものとした場合における当該要件とする。）に該当することについて、認定地方公共団体の確認を受けることができる。

2　前項の確認に係る株式を発行しようとする会社は、別記様式第八による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下この条において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された会社にあっては、その設立時における財産目録）

三　申請の日における株主名簿

四　常時雇用する従業員数を証する書類（既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

五　前条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

六　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

4　認定地方公共団体は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の会社に対して、別記様式第九による確認書を交付するものとする。

5　認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第二項の会社に対して、別記様式第十によりその旨を通知するものとする。

6　認定地方公共団体は、第四項の確認書を交付したときは、同項の確認書の交付を受けた会社

の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

7　認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、第四項の確認書の交付を受けた会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

第二十五条　削除

（認定地方公共団体による株式の払込みの確認）

第二十六条　法第十六条の規定による確認に係る株式を発行した会社は、別記様式第十一による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該会社が第二十三条各号に掲げる要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ　登記事項証明書

ロ　基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された会社にあっては、その設立時における財産目録）

ハ　基準日における株主名簿

ニ　常時雇用する従業員数を証する書類（既に第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、基準事業年度末に係るものを含む。）

ホ　第二十三条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二　前項の会社により発行される株式を個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ　会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

ロ　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭の払込みを受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約を締結した契約書の写し

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、参考となる書類

3　第一項の会社により発行される株式を個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて払込みにより取得した場合にあっては、当該会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該民法組合等の組合契約書の写し

二　当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三　別記様式第十二による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

4　認定地方公共団体は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の会社に対して、当該会社により発行される株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第十三による確認書を交付するものとする。

5　認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の会社に対して、当該会社により発行される株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6　認定地方公共団体は、当該認定地域再生計画に係る初回の第四項の確認書の交付をしたときは、当該認定地域再生計画を特定し得る事項、同項の確認書の交付を受けた会社の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

（法第十七条の二第一項の認定を申請することができる者の要件）

第二十七条　法第十七条の二第一項の認定を申請することができる者は、風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこととする。

（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に係る手続等）

第二十八条　法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする個人事業者又は法人のうち、同項第一号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第十五による申請書に、同項第二号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第十六による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定都道府県知事（同項に規定する認定都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に新たに事業を開始した個人事業者又は設立された法人にあっては、その新たに事業を開始したとき又は設立されたときにおける財産目録又はこれに準ずるもの）

三　常時雇用する従業員の数を証する書類

四　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　認定都道府県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、認定に関する処分を行うものとする。

3　認定都道府県知事は、前項の認定をしたときは、移転型事業を行う者に対しては別記様式第十七による認定通知書を、拡充型事業を行う者に対しては別記様式第十八による認定通知書をそれぞれ交付するものとする。

4　前項の通知は、第一項の申請書の写しを添えて行うものとする。

5　認定都道府県知事は、第二項の認定をしないこととしたときは、移転型事業又は拡充型事業を行う者に対して、別記様式第十九によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6　認定都道府県知事は、必要があると認めるときは、認定事業者（法第十七条の二第四項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める要件）

第二十九条　法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める要件は、同号に規定する地方活力向上地域をその区域に含む人口（当該地方活力向上地域が二以上の市町村の区域にまたがる場合は、これらの市町村の人口の合計）がおおむね十万人以上である市町村（当該市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法（平成十九年法律第五十三号）第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。）で除して得た率が著しく低いもの又は事務所、営業所その他の業務施設の数が当該市町村の人口規模に比して著しく少ないものを除く。）からなる地域のうち、次の各号のいずれにも該当する地域であることとする。

一　自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。

二　産業の集積が形成されていること若しくは地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること又は事業所、営業所その他の業務施設の立地を図るため地方公共団体によって産業基盤としてのインターネットその他の高度情報通信ネットワークが整備されていること若しくはその立地を図るための地方公共団体が定めるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備を図るための具体的な計画の対象となっていること。

三　特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が近隣に存在すること。

四　次に掲げる土地の区域を含まないこと。

イ　溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域

ロ　優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域

ハ　優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

（実施期間）

第三十条　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施期間は、認定の日から五年以内とする。ただし、認定地域再生計画の計画期間を超えてはならない。

（特定業務施設において常時雇用する従業員）

第三十一条　法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数（移転型事業を行おうとする場合にあっては、当該特定業務施設に法第十七条の二第一項第一号に規定する地域（第三十三条第二号及び第三十六条第二項において「特定集中地域」という。）にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数を含む。）

二　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

（特定業務施設において常時雇用する従業員の数）

第三十二条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める数は、五人とする。ただし、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条第一号において同じ。）である場合には、一人とする。

（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）

第三十三条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が五人以上（中小企業者の場合は、一人以上）であること。

二　移転型事業を行おうとする場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。ただし、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間（以下この号において単に「実施期間」という。）又は前号の特定業務施設を事業の用に供する日から同日以後一年を経過する日までの間に、特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合にあっては、当該減少が見込まれる従業員の数（その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）を限度として同号の特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員を特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者とみなす。

イ　当該実施期間に前号の特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であること。

ロ　前号の特定業務施設を事業の用に供する日から同日以後一年を経過する日までの間に当該特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であって、かつ、当該実施期間に同号の特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の四分の一以上が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であること。

（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更に係る認定の申請）

第三十四条　法第十七条の二第四項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更の認定を受けようとする認定事業者のうち、移転型事業を行う者は別記様式第二十による申請書を、拡充型事業を行う者は別記様式第二十一による申請書を、認定都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に認定都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施状況を記載した書類

二　第二十八条第一項各号に掲げる書類

3　第二十八条第二項から第六項までの規定は、第一項の認定に準用する。

（認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の取消し）

第三十五条　認定都道府県知事は、法第十七条の二第六項の規定により認定を取り消したときは、認定事業者に対して、別記様式第二十二によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（実施状況の報告）

第三十六条　認定事業者は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後一月以内に、移転型事業を行った者については別記様式第二十三により、拡充型事業を行った者については別記様式第二十四により、認定都道府県知事に報告しなければならない。

2　前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類（特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設の整備を行った場合にあっては、これらの施設の整備を行ったことを証する書類を含む。）及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。

（特定業務施設における従業員の要件）

第三十七条　法第十七条の五の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた常時雇用する者

二　認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

三　認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた常時雇用する者

四　認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

（地域来訪者等利便増進活動計画の認定に係る手続）

第三十八条　法第十七条の七第一項の規定により認定の申請をしようとする地域来訪者等利便増進活動実施団体（法第五条第四項第六号に規定する地域来訪者等利便増進活動実施団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）の長に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された地域来訪者等利便増進活動実施団体にあっては、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

三　法第十七条の七第五項の同意を得たことを証する書類

四　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

（資金計画の記載事項）

第三十九条　法第十七条の七第二項第七号の資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。この場合において、収入予算においては、総受益事業者の負担することとなる負担金の額を収入金として計上しなければならない。

2　前項の収支予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分しなければならない。

（地域来訪者等利便増進活動計画の記載事項）

第四十条　法第十七条の七第二項第八号の内閣府令で定める事項は、地域来訪者等利便増進活動実施団体が地域来訪者等利便増進活動以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び申請の日の属する直前の事業年度における損益の状況とする。

（地域来訪者等利便増進活動計画の公告）

第四十一条　法第十七条の七第六項の規定による公告は、地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の認定市町村が適切と認める方法により行うものとする。

（法第十七条の七第十三項の内閣府令で定める軽微な変更）

第四十二条　法第十七条の七第十三項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二　資金計画の変更であって、次に掲げるもの

イ　総受益事業者の負担することとなる負担金の額の百分の十以内の減少による変更

ロ　収入金又は支出金の額の百分の十以内の増加又は減少による変更

三　前二号に掲げるもののほか、地域来訪者等利便増進活動計画の実施に支障がないものとして条例で定める軽微な変更

（法第十七条の十三第六項の内閣府令で定める軽微な変更）

第四十三条　法第十七条の十三第六項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二　前号に掲げるもののほか、商店街活性化促進事業計画の趣旨の変更を伴わない変更

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案）

第四十四条　法第十七条の二十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画（法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下この条において同じ。）の作成又は変更の提案を行おうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、認定市町村に提出しなければならない。

（職員の派遣の要請手続等）

第四十五条　地方公共団体の長は、法第三十四条の規定により内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもってこれをしなければならない。

一　地域再生計画を作成し、若しくは変更して実施しようとする事業の概要又は現に実施の準備中若しくは実施中の地域再生を図るために行う事業の概要

二　派遣を要請し、又は派遣についてあっせんを求める理由

三　前二号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（高年齢者の年齢の特例等）

2　第四条第一号中「六十五歳」とあるのは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）附則第四条第一項の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附　則（平成一八年四月二六日内閣府令第五八号）

この府令は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附　則（平成一九年三月三一日内閣府令第三四号）

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六条第四号の改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

附　則（平成二〇年五月二一日内閣府令第三四号）

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）の施行の日（平成二十年五月二十一日）から施行する。ただし、第五条の次に二条を加える改正規定（第七条第八号及び第九号に係る部分に限る。）は、平成二十年十月一日から施行する。

附　則（平成二〇年一一月二一日内閣府令第七一号）

（施行期日）

1　この府令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人が地域再生法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地域再生法第五条第三項第三号に規定する事業を行う場合については、この府令による改正前の地域再生法施行規則（以下「旧府令」という。）第一条第三号及び第四号、第二条第五号、第五条並びに第二十二条から第二十四条までの規定並びに別記様式第八及び別記様式第九に規定する様式は、平成二十五年十一月三十日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧府令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、この府令による改正後の地域再生法施行規則第七条中「第一条各号」とあるのは「第一条各号並びに地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同府令による改正前の地域再生法施行規則第一条第三号及び第四号」とする。

第一条第三号	法第五条第三項各号（第四号を除く。）	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（以下「旧法」という。）第五条第三項第三号
第一条第四号	事業主体（同項第五号の事項を記載している場合にあっては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）	事業主体
第一条第五号	法第五条第三項第一号、第二号、第三号又は第五号	旧法第五条第三項第三号
第二条第五号	法第五条第三項第三号	各事業（同項第五号の事項を記載している場合にあっては、第六条各号に掲げる事業）
第五条各号	地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同府令による改正前の地域再生法施行規則（以下「旧府令」という。）第五条各号	旧法第五条第三項第三号
第五条第三項第三号	法第五条第三項（見出しを含む。）	
第二十二条第二号	法第十九条第一項	旧法第十九条第一項
第二十二条第一号	法第五条第三項第三号	旧法第五条第三項第三号
第五条各号	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人	旧府令第五条各号
公益法人	公益法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人
第二十二条第二号	法第五条第三項第三号	特例民法法人
	公益法人	特例民法法人
	法第五条第三項第三号	旧法第五条第三項第三号

第二十法第五条第三項第三号	旧法第五条第三項第三号
第二十法第十九条第四項二条第項八号ロ	旧法第十九条第四項
第二十法第十九条第一項三条第項	旧法第十九条第一項
公益法人	特例民法法人
別記様式第八	旧府令別記様式第八
第二十法第十九条第四項三条第項二項	旧法第十九条第四項
第二十法第二十条四条	旧法第二十条
別記様式第九	旧府令別記様式第九
別記様地域再生法第1式第八9条第1項	地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条による改正前の地域再生法第19条第1項
公益法人	特例民法法人
別記様地域再生法第2式第九1条	地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条による改正前の地域再生法（以下この様式において「旧法」という。）第21条
同法第19条第1項	旧法第19条第1項

附　則（平成二二年四月一日内閣府令第一四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年八月一七日内閣府令第四二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年一一月二九日内閣府令第六七号）

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附　則（平成二四年一一月一日内閣府令第七四号）

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

附　則（平成二六年一二月一二日内閣府令第八一号）

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十八号）の施行の日（平成二十六年十二月十五日）から施行する。

附　則（平成二七年八月七日内閣府令第四七号）

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。

附　則（平成二八年四月二〇日内閣府令第三九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年六月三〇日内閣府令第四三号）

この府令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

附　則（平成二九年三月三一日内閣府令第一五号）

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則（平成二九年七月七日内閣府令第三九号）

この府令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第一条第一項第十三号の改正規定中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める部分及び第二条第一項第十五号の改正規定中「産業集積形成等基本計画」に改める部分及び第二条第一項「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める部分は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附　則（平成三〇年六月一日内閣府令第二七号）

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　地域再生法の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地域再生法第十六条の規定に基づくこの府令による改正前の地域再生法施行規則（次項において「旧府令」という。）第二十三条及び第二十四条第一項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。

3　旧府令第二十四条第三項の確認書の交付を受けた会社（同条第五項の有効期間が満了していない場合に限る。）については、同条第六項から第十二項まで、第二十五条及び第二十六条の規定並びに別記様式第十二から第二十三までに規定する様式は、なおその効力を有する。

附　則（令和元年五月七日内閣府令第一号）

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和元年六月二七日内閣府令第一五号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和元年九月二六日内閣府令第三二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年一二月二七日内閣府令第五二号）

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月五日）から施行する。

附　則（令和二年三月三一日内閣府令第三〇号）

この府令は、令和二年三月三十一日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日内閣府令第八二号）

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和四年三月三一日内閣府令第二二号）

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

附　則（令和六年三月三〇日内閣府令第四三号）

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

附　則（令和六年四月一九日内閣府令第五六号）

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和六年四月十九日）から施行する。

別記様式第１（第１条関係）

別記様式第１（第１条関係）（ゆう・ひかり・ゆめ・まち）

地域再生計画認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名

地域再生法第５条第１項の規定により、地域再生計画について認定を申請します。

地域再生計画

１　地域再生計画の名称
２　地域再生事業を行う地方公共団体の名称
３　地域再生計画の区域
４　地域再生計画の目標
５　地域再生を図るために行う事業
６　目標期間
７　事業の関係部局に係る所属に関する事項

注１　地域再生法第５条第４項第１号の事項を記載する場合には、さらに掲げる事項に、事業の実施状況に関する事項（公共施設の整備の状況及び利用の状況を含む。）を盛り込んで記載した別紙を添付して提出してください。

注２　地域再生法第５条第４項第２号の事項を記載する場合には、さらに掲げる事項に、事業に関連する国材の事柄の公定に伴う関係者の地域区分に関する書類の内容及び関係の状況の別紙を添付して提出してください。

注３　地域再生法第５条第４項第４号の事項を記載する場合には、さらに掲げる事項に、事業の実施によりその解決を図ろうとする特定地域振興のための措置及び地域事業の実施にともない地元住民に対する地方の利益をいう。）を記載してください。

注４　１、４及び７に掲げる事項については、記載するよう努めること。

別記様式第２（第10条関係）

別記様式第２（第10条関係）（ゆう・ひかり・ゆめ・まち）

地域再生計画の変更の認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名

年　月　日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第７条第１項の規定に基づき、認定を申請します。

記

１．変更事項
２．変更の内容

別記様式第３（第１４条関係）

受領証

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

地方公共団体の長の氏名

地域再生法第１３条の３に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

１．事業の名称
２．寄附年月日　　年　月　日
３．寄附金額　　円

注　必要に応じて、上記の寄附を充当するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の詳細を本受領証に追記するようにしてください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

別記様式第３の２（第１４条関係）

別記様式第３の２（第14条関係）（ゆう・ひかり・ゆめ・まち）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

認定地方公共団体の長の氏名

年　月　日付けで認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る　年度の実施状況について、地域再生法施行規則第１４条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　地域再生計画の名称及び事業の名称

地域再生計画の名称	
事　業　の　名　称	

３　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の実績

年度	
事業費計（円）	
寄附額計（円）	

法人名	法人番号	寄附額（円）	受領日	公表ホッ近

注　別記様式第３により寄附を受領した者での事柄ごへの記載してください。

３　事業の実施状況に関する客観的な指標

指標	

年度目標	年　月	目標値	実績値
目標値			
１年目			
２年目			
３年目			
４年目			
５年目			

注　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施状況中に寄附を充当した事業に関連する指標を全て記載してください。

別記様式第１（第１条関係）

別記様式第２（第１０条関係）

別記様式第３（第１４条関係）

別記様式第３の２（第１４条関係）

別記様式第４（第１８条関係）

別記様式第４（第18条関係）（中小企業等向け・金融）

地域再生支援利子補給金支給申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名

地域再生法第１８条第５項の規定に基づき、下記のとおり地域再生支援利子補給金の支給を申請します。

記

１．地域再生支援利子補給金申請額

２．地域再生認定番号（補給金交付先）

（振込先金融機関名・店舗名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載）

３．支給日（指定となる利子補給期の最終年月日

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

別記様式第５（第１９条関係）

別記様式第５（第19条関係）（中小企業等向け・金融）

指定金融機関の指定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

地域再生法第１８条第１項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

１．金融機関の名称

２．代表者の氏名

３．金融機関の所在地

４．指定地域再生計画について

（１）　当該計画の名称

（２）　認定地方公共団体

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

別記様式第６（第２１条関係）

別記様式第６（第21条関係）（中小企業等向け・金融）

特定地域再生支援利子補給金支給申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名

地域再生法第１８条第２項において読み替えて準用する同条第１４項第４号の規定に基づき、下記のとおり特定地域再生支援利子補給金の支給を申請します。

記

１．特定地域再生支援利子補給金申請額

２．特定地域再生支援利子補給金振込先

（振込先金融機関名・店舗名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載）

３．支給日（指定となる利子補給期の最終年月日

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

別記様式第７（第２２条関係）

別記様式第７（第22条関係）（中小企業等向け・金融）

指定金融機関の指定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

地域再生法第１８条第１項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

１．金融機関の名称

２．代表者の氏名

３．申請機関の所在地

４．指定地域再生計画について

（１）　当該計画の名称

（２）　認定地方公共団体

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

別記様式第８（第２４条関係）

別記様式第８（第24条関係）（令3.7.15 令和3・法務）

地域再生法施行規則第２４条第２項に係る指定申請書

年　月　日

指定地方公共団体の長　殿

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名

地域再生法施行規則第２４条第２項に規定する指定を受けたいので申請します。なお、当該である認定地域再生計画及び当該認定地域再生計画に記載されている特定地域再生事業は下記のとおりです。

記

１．関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
２．会社が行う特定地域再生事業の内容

注　１．関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

別記様式第９（第２４条関係）

別記様式第９（第24条関係）（令3.7.15 令和3・法務）

地域再生法施行規則第２４条第４項に係る報告書

年　月　日

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　殿

認定地方公共団体の長の氏名

年　月　日付けで貴の確認申請について、地域再生法施行規則第２４条第４項の規定に基づき報告します。

記

１．関係する認定地域再生計画を特定し得る事項

２．会社が行う特定地域再事業の内容

３．地域再生法施行規則第２３条第１項から第４号までに該当すること。
（１）設立年月日　　年　月　日
（２）資格
（３）資本金額　　万円
（４）営業収益における実質収益の総収支１期に対する割合　　％
（５）在所属社員数の在籍　　人
（６）１．の認定地域再生計画に関して地域再生法施行規則第２４条第４項の報告書の受付を受けた旨証明書となし、又、の報告地域再生事業を行う株式会社であること

４．地域再生法施行規則第２３条第５項から第８号までに該当すること。
第５号　決算期末日より６カ月以内であること
第６号　未上場会社であること
第７号　大規模法人の子会社でないこと
第８号　解約型投信をかっていないこと

注　必要に応じて、以下の事項も報告書に追記するようにしてください。

（１）この報告がなされたことについては、○○○（地方公共団体名）及びその関係のホームページにおいて公表される場合があります。
（２）株式の払込みの期日において地域再生法施行規則第２３条各号に掲げる要件に該当しないと又は後で その他不正の手段によりこの報告を受けたことが判明する に至ったときは、直ちにこの確認書を返納してください。
（３）この確認は、○○○（地方公共団体名）として、投資家に対して取得に係る利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して説明してください。

別記様式第１０（第２４条関係）

別記様式第１０（第24条関係）（令3.7.15 令和3・法務）

地域再生法施行規則第２４条第５項に係る確認をしない旨の通知書

年　月　日

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　殿

認定地方公共団体の長の氏名

年　月　日付けの地域再生法施行規則第２４条第５項に規定する報告の申請について、下記の理由により確認しないこととしたので、地域再生法施行規則第２４条第５項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

別記様式第１１（第２６条関係）

別記様式１１（第２６条関係）　　（個人が直接投資した場合）

地域再生法第１６条に係る確認申請書

年　月　日

認定地方公共団体の長　殿

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名

地域再生法第１６条の規定に係る確認を受けたいので、地域再生法施行規則第２６条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．会社要件に関する事項
（１）関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
（２）会社が行う特定地域再生事業の内容

２．株式の払込みに関する事項
（１）個人の氏名及び住所
（２）払込期日（又は設立の日）　　年　月　日
（３）取得株式数　　株
（４）払込金額　　１株　　円
（５）払込金額の総額　　円

注　１．（１）関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

別記様式第１１（第２６条関係）

別記様式第１１（第２６条関係）　　（ファンド等を通じて投資した場合）

地域再生法第１６条に係る確認申請書

年　月　日

認定地方公共団体の長　殿

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名

地域再生法第１６条の規定に係る確認を受けたいので、地域再生法施行規則第２６条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．会社要件に関する事項
（１）関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
（２）会社が行う特定地域再生事業の内容

２．株式の払込みに関する事項
（１）個人の氏名及び住所
民法組合等の名称及び所在地
当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地
出資割合　　％
（２）払込期日（又は成立の日）　　年　月　日
（３）取得株式数　　株
民法組合等の取得株式数　　株
（４）払込金額　　１株　　円
（５）払込金額の総額　　円
民法組合等の払込金額の総額　　円

注　１．（１）関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

別記様式第１２（第２６条関係）

別記様式第１２（第26条関係）（令２.７.31中改正・公布）

民法組合等であることの誓約書

年　月　日

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　殿

組合所在地
組　合　名
代表者の氏名

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

１．組合契約の種類の別
当組合は、民法第６６７条第１項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

２．上記１の契約を締結する個人又は法人等
氏名（名称）
住所（所在地）

３．上記の者の出資割合別

別記様式第１３（第２６条関係）

別記様式第１３（第26条関係）（令２.７.31中改正・公布）

地域再生法第１６条に係る確認書

年　月　日

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　殿

認定地方公共団体の長の氏名

年　月　日付けの下記の確認申請について、地域再生法第１６条及び地域再生法施行規則第２６条第４項の規定に基づき確認します。

記

１．会社に関する事項
（１）関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
（２）会社が行う特定地域再生事業の内容
（３）地域再生法施行規則第２５条第１号から第４号までに該当すること。
（イ）成立年月日　　年　月　日
（ロ）資本
（ハ）資本金額　　万円
（ニ）資本剰余金及び利益剰余金の額の合計額の資本金額に対する割合　　％
（ホ）常時雇用する従業員の数　　人
（ヘ）（２）の認定地域再生計画に係る地域再生法施行規則第２６条第４項の確認書の交付を受けたことがあること。（５）の特定地域再生事業を現在行う株式会社であること
（４）地域再生法施行規則第２５条第５号から第８号までに該当すること。
第５号　決算書が１／６以上であること
第６号　上場企業でないこと
第７号　大規模法人でないこと
第８号　関係会社等でないこと

２．株式の払込みに関する事項
（１）個人の氏名及び住所
（２）払込期日（又は成立の日）　　年　月　日
（３）取得株式数　　株
（４）払込金額　　１株　　円
（５）払込金額の総額　　円

別記様式第１４（第２６条関係）

別記様式第14（第26条関係） （地方活性化計画第6編）

地域再生法第１７条に係る確認をしない旨の通知書

年　月　日

会社等名称
ご担当
代表者の氏名　殿

認定地方公共団体の長の氏名

年　月　日付けで申請のあった認定１６条の変更に係る届出の事項について、下記の理由により確認をしないこととしたので、地域再生法施行規則第２６条第３項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

別記様式第１５（第２８条関係）

地方活性化計画

別記様式第１５（第２８条関係）

地方活性化に資する地域等特定業務施設整備計画認定申請書（移転型事業）

年　月　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第１７条の２第１項の規定に基づき、同項第１号に掲げる事業（移転型事業）に関する地方活性化に資する地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A４４番とすること。

地方活性化に資する地域等特定業務施設整備計画

１　地方活性化に資する地域等特定業務施設整備計画の内容

（１）特定業務施設若しくはこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

① 整備箇所

② 整備内容

ア）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務福利厚生施設	特定業務児童福祉施設

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあっては、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号又は第３項各号の施設も併せて記載すること。

イ）整備箇所

※整備箇所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住居を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・特定業務施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・特定業務福利厚生施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・特定業務児童福祉施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有権にこれらの施設を整備する場合には、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	当体	対象部分	備考
土地	敷地面積	㎡	㎡	
建物	延べ床面積	㎡	㎡	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備分についても記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な設備（対象設備のみをグループ等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積のおおよそ比率としたものをそれぞれ記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ）特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号の施設ごとに記載すること。

カ）特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第３項各号の施設ごとに記載すること。

キ）事業期間

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して５年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

② 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア）特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期			備考
土地取得	令和	年	月	
着工	令和	年	月	
完成	令和	年	月	
事業利用開始	令和	年	月	

※特定業務施設を賃借により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ）特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

別記様式第１４（第２６条関係）

区分	時期		備考
土地取得	令和　年　月		
着工	令和　年　月		
完成	令和　年　月		
事業所用開始	令和　年　月		

※特定業務施設利用生施設等を整備する場合に記載すること。
※特定業務施設利用生施設等を賃借により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。
※複数の特定業務施設利用生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

（2） 特定業務施設で行う業務

② 移転等を行う業務

移転等を行う業務部門	事業所	備考

※「移転等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の区分を記載すること。
※「事業所」の欄は、移転等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。
※商業事業部門は、毎与業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。
※サービス事業部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の支援に関する業務を行うものに限る。
② 特定業務施設で行う業務
③ 組織体制（事業実施前・事業実施後）

（事業実施前）
（事業実施後）

※組織体制図には、会社的な組織を記載するとともに、それぞれの従業の所在が分かるように記載すること。
※それぞれの従業の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

2　特定業務施設において雇用場用する従業員に関する事項

（1） 特定業務施設において雇用場用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

（2） 特定業務施設において雇用場用する従業員の増加数

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計	事業所用開始日から1年間
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人	人
「みなし転勤者」数	人	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「1期目」の欄は認定の日から1期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業所用開始日から1年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日応後1年を経過する日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。
※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。
※「みなし転勤者数」の欄は、兼務採用者数、（3）に定める減少が見込まれる従業員数及びに（3）に定める若年労働者及び育児部分通勤者の勤のうち、最も少ない数を記載すること。
※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。
※「事業所用開始日から1年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

（3） 特定集中地域にある他の事業所において雇用場用する従業員数の減少数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	事業所用開始日から1年間
減少が見込まれる従業員数	人	人	人	人	人	人	人	人
若年労働者及びロ に掲る通勤者の数	人	人	人	人	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において雇用場用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。「1期目」の欄は認定の日から1期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業所用開始日から1年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日応後1年を経過する日までの間の従業員の減少数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。
※「事業所用開始日から1年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

（4） 非地区特定拠点地の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。
※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

（5） 数量計画に関連する金利条件において特定業務（注）に従事する非雇用場用する従業員数

（注）地域再生法施行規則第３条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。
※計画により業務部門の移転等する金利条件における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

（1） 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全部について記載すること。ただし、建物付属設備である場合など、特定業務施設、特定業務施設、特定業務付属施設、特定業務付属施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。
※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内容等を特定業務施設、特定業務施設付生施設又は特定業務兼施付施設ごとに記載すること。

（2） 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務付属施設、特定業務兼付属施設、特定業務付属施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。
※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。
※合計額は３（１）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4　特例措置の活用の希望

特例措置内容	活用の希望の有無
借入れ等に対する協立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□希望する　□希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□希望する　□希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□希望する　□希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

別記様式第１６（第２８条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（拡充型事業）

年　月　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第１７条の２第１項の規定に基づき、同項第２号に掲げる事業（拡充型事業）に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

１　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

（１）特定業務施設若びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

① 整備目的

② 整備内容

ア）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務福利厚生施設	特定業務児童福祉施設

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務雇用厚生施設等にあっては、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号又は第３項各号の施設も併せて記載すること。

イ）整備場所

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。実況による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・特定業務施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・特定業務福利厚生施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

・特定業務児童福祉施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ）特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	合計	対象部分	備考
土地	敷地面積	㎡	㎡	
建物	延べ床面積	㎡	㎡	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備分担について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な区分（対象部分のみるフロア等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比による比としたのをそれぞれ記載すること。

※土地、建物の取得あると場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを全て書類等を添付すること。

オ）特定業務福利厚生施設の種類、利用定員数及び利用見込み従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第２項各号の施設ごとに記載すること。

カ）特定業務児童福祉施設の種類、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第８条第３項各号の施設ごとに記載すること。

キ）事業期間

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して５年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものであってはならない。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

② 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア）特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業所用開始	令和　年　月	

※特定業務施設を賃借により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ）特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業所用開始	令和　年　月	

※特定業務福利厚生施設等を整備する場合に記載すること。

※特定業務福利厚生施設等を賃借により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

（２）特定業務施設で行う業務

① 拡充等を行う業務

拡充等を行う業務部門	事業所	備考

※「拡充等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、設計・製造業務部門、その他管理業務部門、販売事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の区分を記載すること。

※「事業所」の欄は、拡充等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

※商業事業部門は等ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。

※サービス事業部門は調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、設計・製造業務部門又はその他管理業務部門や販売の受託に関する業務を行うものに限る。

② 特定業務施設で行う業務

③ 組織体制（事業実施前・事業実施後）

（事業実施前）
（事業実施後）

※組織体制図には、会社的な組織を記載するとともに、それぞれの従業の所在が分かるよう に記載すること。

※それぞれの従業の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

２　特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

（１）特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
特定業務施設の小従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※利用者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

（2） 特定業務施設において雇用雇用する従業員の増加数

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人		人	人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「1期目」の欄は認定の日から1期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※転勤者数は、他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

（3） 納税採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

（4） 整備計画に関連する企業誘致において特定業務（注）に従事する常用雇用する従業員数

（注）地域再生法施行規則第8条第1項各号に掲げる業務施設においてなされる業務

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※分析によって集積効果が見込まれる企業誘致における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

（1） 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務厚生福利施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内容等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務厚生福利施設ごとに記載すること。

（2） 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務厚生福利施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3（1）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 特例措置の活用の希望

特例措置内容	活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□希望する　□希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□希望する　□希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□希望する　□希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用創造雇用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること（複数の雇用創造雇用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

別記様式第１７（第２８条関係）

別記様式第17（第28条関係） （令2.7.31告示第1・全改）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定申請書（特定業務事業）

年　月　日

事業者の名称及び代表者の氏名　殿

認定都道府県知事の氏名

年　月　日付けの地域再生法第5条の2第3項の規定による申請について、同法第5項の規定に基づき認定します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第１８（第２８条関係）

別記様式第18（第28条関係） （令2.7.31告示第1・全改）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定変更申請書（認定変更事業）

年　月　日

事業者の名称及び代表者の氏名　殿

認定都道府県知事の氏名

年　月　日付けの地域再生法第5条の2第3項の規定による申請について、同法第5項の規定に基づき認定します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第１９（第２８条関係）

別記様式第１２（第３６条関係）（令２５特令６０・全改）

地方公共団体情報処理共同利用事業の開始を行わない旨の届出書

年　月　日

事業者の名称及び代表者の氏名　殿

指定都市市長等の氏名

年　月　付けで地域再生法第１２条の２第１項の認定による申請については、下記の理由により認定しないこととしたので、地域再生法施行規則第２９条第３項の規定に基づき通知します。

記

認定しない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第２０（第３４条関係）

別記様式第２２（第３６条関係）（令２５特令６０・全改）

地方公共団体情報処理共同利用事業の開始の取消通知書

年　月　日

事業者の名称及び代表者の氏名　殿

指定都市市長等の氏名

年　月　付けで行った地域再生法第１２条の２第３項の規定による指定については、下記の理由により、同法第１０条の規定に基づき取り消すこととしたので、地域再生法施行規則第３５条の規定に基づき通知します。

記

取り消す理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第２１（第３４条関係）

別記様式第２１（第３６条関係）（令２５特令６０・全改）

地方公共団体情報処理共同利用事業の変更の届出書（総務型事業）

年　月　日

指定都市市長等の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年　月　付けで認定を受けた第１項の地方公共団体情報処理共同利用事業（総務型事業）について事業の内容を変更したいので、地域再生法第１２条の２第４項の規定に基づき、届出を申請します。

記

１　変更事項

変更前	変更後

２　変更による効果の概要

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第２２（第３５条関係）

別記様式第２３（第３６条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（移転型事業）

年　月　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（移転型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第３６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務施設用厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備状況

①　特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務施設用厚生施設等の整備状況

②　特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業所用開始	令和　年　月　日	

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務施設を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

③　特定業務施設用厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業所用開始	令和　年　月　日	

※特定業務福利厚生施設等を整備した場合に記載すること。

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

④　新雇用者

（報告時）

※新雇用者欄には、全出的な範囲を記載するとともに、それぞれの居住が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの従業の従業員数を記載すること。

２　特定業務施設における雇用実績

（１）特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

（２）特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減	事業所用開始日から１年間
新規採用者数	人	人	人	人
「みなし転勤者」数	人	人	人	人
特定集中地域内の他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業所用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「みなし転勤者」の欄は、新規採用者数、（３）に定める減少した従業員数並びに（３）に定める定年退職者及び自己都合退職者の数のうち、最も少ない数を記載すること。

※「合計」の欄は、新規採用者数及び特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

※「事業所用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合には事業所用開始日から１年を経過の場合には記載することを要しない。

（３）特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減	事業所用開始日から１年間
減少した従業員数	人	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の数	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。

※「報告時」の欄は認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）まで、「事業所用開始日から１年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後１年を経過する日までの間に減少した従業員数を記載すること。

※「事業所用開始日から１年間」の欄は、地域再生法施行規則第３３条第２号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けた計画の場合又は事業所用開始日から１年を経過の場合には記載することを要しない。

（４）　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

（５）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（Ｂ）に従事する常時雇用する従業員数

（Ⅰ）地域再生法施行規則第３６条第１項各号に掲げる業務施設においてＴＥＷＩＮＳ業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定集積に従事する従業員の合計数を記載すること。（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　特定業務施設用厚生施設等の用途、利用人数及び利用した従業員数又は従業員の児童数

（１）特定業務福利厚生施設の用途、利用した人数及び利用した従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第２項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、同規各号に掲げる施設ごとに記載すること。

（２）特定業務児童福祉施設の用途、利用した人数及び利用した従業員の児童数

※特定業務児童福祉施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第３項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、同規各号に掲げる施設ごとに記載すること。

４　特例措置の活用実績

特例措置内容	活用の有無
借入金等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□有　□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□有　□無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有　□無

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第２４（第３６条関係）

別記様式第２４（第３６条関係）
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（拡充型事業）

年　月　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（拡充型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第３６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福祉厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福祉厚生施設等」という。）の整備状況

①　特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福祉厚生施設等の整備状況

②　特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業所開始	令和　年　月　日	

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務施設を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

③　特定業務福祉厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和　年　月	
着工	令和　年　月	
完成	令和　年　月	
事業所開始	令和　年　月　日	

※特定業務福祉厚生施設等を整備した場合に記載すること。

※報告時までに完了したものを記載すること。

※複数の特定業務福祉厚生施設等を整備した場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

④　組織体制

（制出時）

※組織体制には、全出的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

２　特定業務施設における雇用実績

（１）特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	制出時	増減
特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

（２）特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	制制制出時	報告時	増減
新規採用者数	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人
合計	人	人	人

※「報告時」の欄は、認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「合計」の欄は、新規採用者数及び他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

（３）新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職域

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職域を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

（４）整備計画に関連する企業集積において特定業務（３）に従事する常時雇用する従業員数

（ⅰ）地域再生法施行規則第８条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域における事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域における事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する企業集積における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員を含む。）。

３　特定業務福祉厚生施設等の用途、利用人数及び利用した従業員の延数

（１）特定業務福祉厚生施設の用途、利用した人数及び利用した従業員数

※特定業務福祉厚生施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第２項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務福祉厚生施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

（２）特定業務児童福祉施設の用途、利用した人数及び利用した従業員の延数

※特定業務児童福祉施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第３項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

４　特例措置の活用実績

特例措置内容	活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□有　□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□有　□無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有　□無

（備考）規模の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

別記様式第２５（第３８条関係）

別記様式第２５（第３８条関係）（第２６条第４項・第６項）

地域資源を等利用活性化計画認定申請書

年　月　日

認定庁行政の長　殿

地域再生法第５７条の７第１項の規定に基づき、地域資源等利用活性化計画について認定を申請します。

地域資源等利用活性化計画

１　地域資源等利用活性化の目標

２　地域資源等利用活性化事業の目標

３　地域資源等利用活性化事業の内容

４　地域資源等利用活性化事業により事業が活性化と見込まれる利益の内容及び期間

５　自治体が関与する事業者の範囲

６　計画期間

７　総事業費

８　地域資源等利用活性化事業実施期間及び地域資源等利用活性化事業が活性化の事業を含んでいる場合には、その事業の概要、規模及び地域の自治体の属する都道府県の事業所税における地位の状況